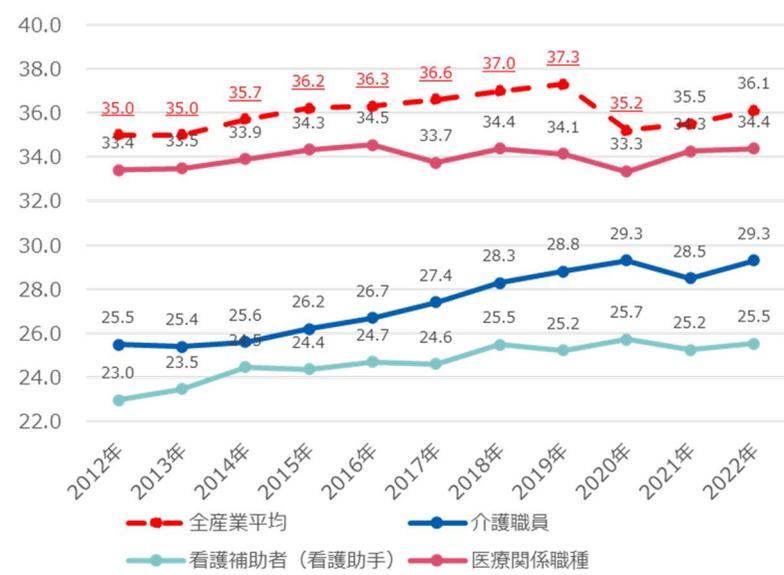


訂正後

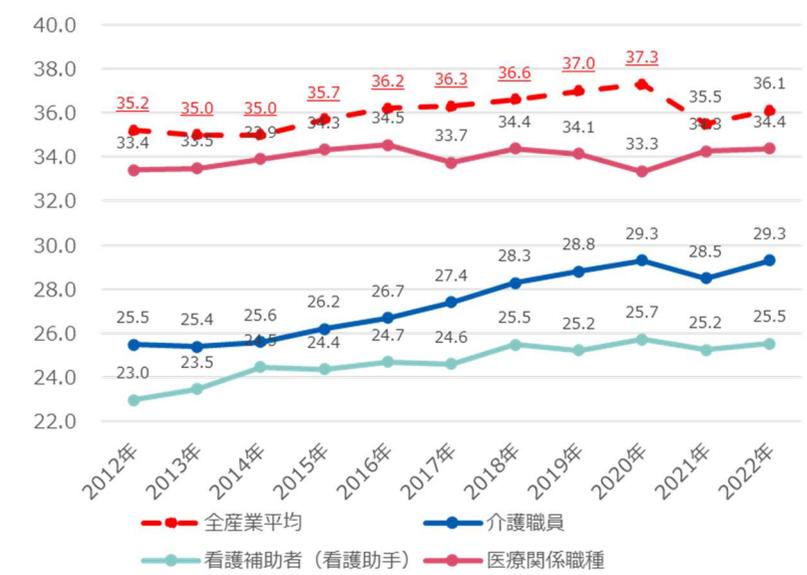
■ 医療・介護関連職種の賃金の動向



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき作成。
 注1) 「買与込み給与」は、「きまって支給する現金給与額(労働契約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額)」に、「年間買与その他特別給与額(前年1年間(原則として1月から12月までの1年間)における買与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス))の1/12を加えて算出した額」
 注2) 全産業平均は「10人以上規模企業における役職者」を除いて算出。「介護職員」、「看護補助者(看護助手)」、「医療関係職種」は2020年以降は、役職者を含んでいないデータを使用。
 注3) 「介護職員」は、「訪問介護従事者」と「介護職員(医療・福祉施設等)」を加重平均したものの。
 注4) 「医療関係職種」は、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士」、「歯科衛生士」、「歯科技工士」、「栄養士」を加重平均したものの。

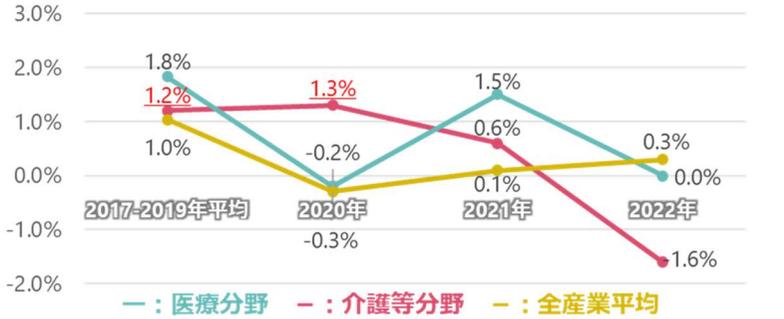
訂正前

■ 医療・介護関連職種の賃金の動向



出典：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」に基づき作成。
 注1) 「買与込み給与」は、「きまって支給する現金給与額(労働契約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額)」に、「年間買与その他特別給与額(前年1年間(原則として1月から12月までの1年間)における買与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス))の1/12を加えて算出した額」
 注2) 全産業平均は「10人以上規模企業における役職者」を除いて算出。「介護職員」、「看護補助者(看護助手)」、「医療関係職種」は2020年以降は、役職者を含んでいないデータを使用。
 注3) 「介護職員」は、「訪問介護従事者」と「介護職員(医療・福祉施設等)」を加重平均したものの。
 注4) 「医療関係職種」は、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士」、「歯科衛生士」、「歯科技工士」、「栄養士」を加重平均したものの。

■ 医療・介護分野の入職超過率(入職率 - 離職率)



出典：厚生労働省「雇用動向調査」より作成
 注) それぞれの入職超過率は、入職率から離職率を減じて小数第2位で四捨五入することにより算出。

■ 医療・介護分野の入職超過率(入職率 - 離職率)



出典：雇用動向調査(厚労省)

(訂正理由)
 端数処理の取扱いの不統一等のため。